

2010
(平成22年12月)

大阪府・大阪市 生活情報誌

12
December

第44号

くらしと

もくじ

- 【知って安心! くらしの情報】 ②
気をつけよう!衣料品を買うとき・着るとき
- 【トラブル PICK UP】 ③
祖母がSF(催眠)商法で高額な
磁気治療器を買わされた
- 【おしらせ】 ④
イベント情報

会ってみよう!
大阪府庁税務室 タッピー



くらしのトピックス

■テレビの交換やアンテナ工事といった、高額な費用を請求するなどの地デジ化に乗じた詐欺や悪質商法に注意!

■大阪府は消火器などの訪問販売を行う事業者(株)ユウキニッショーに9カ月の一部業務停止命令。

クイズ

タッピーは何の Mascot キャラクターでしょう?

- ①大阪府の観光
- ②大阪府の税金
- ③大阪府の産業

安価だからといって品質を確かめずデザイン優先で購入して「こんなはずではなかった」という経験はありませんか。衣料品を買うとき、着用するときのポイントを考えましょう。

購入時の注意

🔍 しっかり見よう、衣料品の表示

衣料品には、繊維組成（繊維の種類および使用割合）や家庭洗濯等取り扱い方法などが表示されています。取り扱い絵表示は洗い方やアイロンの温度など、日ごろの手入れに欠かせない情報が図柄とともに書かれています。

<参考>

繊維の組成の例

サイズ	9
品質	綿 50%
	ポリエステル 45%
	ポリウレタン 5%

家庭洗濯等取り扱い方法の例

お取り扱い上の注意

- 必ずドライクリーニングして下さい。水洗いは風合い、光沢の変化、縮みの原因になりますのでお避け下さい。
- 素材の特性上、直射日光や蛍光灯の長時間の照射により、色あせすることがあります。
- 濃色品は着用、クリーニングの摩擦により毛羽立ち、徐々に白っぽくなります。

ケアラベルの例

🔍 詳しい情報ラベル(ケアラベル)にも注目

値札と一緒に下げ札(ケアラベル)が付いていることがよくあります。これには衣料品の特徴や注意点、品質性能などが記載されています。(下げ札や替えボタンなどは購入後も保存しておきましょう)

🔍 購入前に確かめよう

衣料品に付いている表示だけではわからないことがあります。洗濯の際にネットに入れて洗うのか、ボタンはドライクリーニングしても大丈夫かなど、疑問に思ったことは購入前に確認しましょう。通信販売などで取り扱われている並行輸入品には日本語表示のないものもあります。何かが書いてあるのかしっかり確認しましょう。

起こりやすいトラブル

○ポリウレタン製品の劣化

ポリウレタンは合成皮革や伸縮性のある衣服やバッグに欠かせない素材ですが、時間の経過とともに、空気中の湿気や紫外線、熱や汚れなどにより劣化(剥離・べたつきなど)しやすい欠点があります。劣化はその素材が製造されてから始まり、耐用年数は2～3年といわれています。保管はできるだけ湿気の少ない状態で、光を避け、時々風通しをしましょう。着用しなくても劣化は進みます。使用頻度を考えて購入することが大切です。



○インディゴ(藍色)染め製品の色移り

インディゴ染めは摩擦や汗によって他のものに色が移ることがありますので、淡い色との重ね着には注意が必要です。新品のジーンズの藍色が薄色のバッグや白い革のいすに移り、藍色がとれないこともあります。洗濯する際、初めのうちは色移りしやすいため薄色のものとは別に洗います。洗濯を繰り返すと色が徐々に脱色し白っぽくなります。



○濃色の絹製品の毛羽立ち

絹のスカートに飲み物などをこぼし布巾などで拭き、こすってしまうとその部分が白っぽく毛羽立ってしまいます。絹製品はしなやかで光沢があり、吸湿性に優れていますが、摩擦を受けると、白化、毛羽立ち、テカリが起ることがあります。麻やテンセルなども同様の性質を持つので注意が必要です。



トラブル

PICK-UP



祖母がSF(催眠)商法で高額な磁気治療器を買わされた

トラブル事例

一人暮らしの祖母が友人に誘われ“集会”と称してSF商法を行っている会場に行き、30万円もする磁気治療器を契約していたことがわかった。年金暮らしの祖母には、あまりにも高額である。解約できないか。

アドバイス

SF商法とは、出入りのしにくい場所に人を集め、日用品などを無料同然の価格で配り得た気分させ、一種の興奮状態をつくりだしておいて消費者の冷静な判断を鈍らせ、高額な商品を買わせる商法です。会場で売られる商品は、高齢者の関心の高い磁気治療器や健康食品など、健康に関するものがほとんどで、誇大な効能・効果をうたっているのも特徴です。

- ◆販売目的を隠して勧誘すること
- ◆一般の人が出入りのしにくい場所で勧誘すること
- ◆あたかもその商品を使うと効果や効能が得られるかのような嘘の説明をして契約を結ばせること

などは**特定商取引法で禁止**されています。

この事例の場合、祖母の友人は3年ほど前から会場が移動するごとに“集会”に足を運び、スタッフと顔なじみになっていました。マッサージ器を無料で体験させてくれ、帰りには高額なハムや日用品を無料でくれるので、相談者の祖母は誘ってくれた友人の手前もあり、磁気治療器の契約をするまで帰れない雰囲気を感じたそうです。

このケースでは、契約書面を受け取ってから8日以内でしたので、クーリング・オフ(無条件解約)ができることを説明しました。また、クレジットを利用していましたので、クレジット会社と販売会社の両方に、同時にクーリング・オフ通知書を送付するよう助言しました。仮にクーリング・オフ期間を過ぎていたとしても、商品について事実と違う説明を受け、それを信じて契約したときや「帰りたい」と言ったのに契約するまで帰らせてくれなかったときなどは、契約を取り消すことができます。

このようなトラブルにあわないためには…

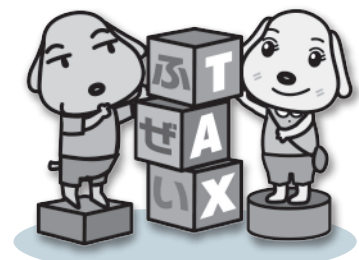
- 無料という言葉に、安易にのらないようにしましょう。
- 本当に必要なものか、冷静になって考えてみましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

クイズの答え

②タッピーは大阪府の税金、「府税」のマスコットキャラクターです。

タッピーは大阪府税をPRするため2000年12月に生まれました。「タッピー」という名前は2,760通の府民の皆様の応募の中から選ばれました。府民の「幸せ」には「税」が大切ということからTax(タックス) + Happy(ハッピー)でTappy(タッピー)というのが名前の由来です。また、2006年3月にはタッピーのお友達「みらい」も登場しました。ホームページ「府税あらかると」ではタッピーとみらいの活躍が見られますのでぜひご覧ください。

タッピー(左) & みらい(右)



大阪市

◆くらしの達人！わんデー講座

- テーマ ①住まいのあかりのお話
～地球に優しいあかりでエコ生活～
②葬儀費用の落とし穴
～もしもの時に備えて～

日時 ①12月15日(水) 15:00～16:30
②1月25日(火) 19:00～20:30

場所 ①大阪中央公会堂 大会議室
【住 所】北区中之島1-1-27
【最寄駅】地下鉄「淀屋橋」駅、「北浜」駅
京阪「淀屋橋」駅、「北浜」駅、「なにわ橋」駅
②難波市民学習センター 第1研修室
【住 所】浪速区湊町1-4-1 OCATビル4階
【最寄駅】地下鉄「なんば」駅、JR・南海「難波」駅
近鉄・阪神「大阪難波」駅

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方
定員 ①50人 ②45人(各回申し込み多数の場合は抽選)
締め切り ①12月8日(水) ②1月18日(火)
申し込み方法 電話、大阪市電子申請システム
(大阪市消費者センターホームページから)

その他 一時保育はありません。

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

◆サラ金・クレジット無料相談

弁護士、司法書士による無料法律相談会を開催します。
(※1相談あたり45分以内、事前予約が必要です)

日時・場所 【昼の部】1月22日(土)・23日(日)
13:00～16:00 大阪市消費者センター
【夜の部】1月24日(月)
18:00～21:00 大阪市総合生涯学習センター
1月25日(火)・28日(金)
18:00～21:00 阿倍野市民学習センター
1月26日(水)・27日(木)
18:00～21:00 難波市民学習センター

対象 消費者金融およびクレジット利用者など
定員 昼の部:1日あたり4人、夜の部:1日あたり8人(各先着順)
受付期間 12月24日(金)～開催当日まで
毎日10:00～18:00(12月29日～1月3日は除く)

申し込み方法 電話(※電話連絡が困難な場合はFAX可)

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7523 FAX:06-6614-7525

●大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階



エルちゃん

消費生活相談 ☎06-6614-0999
毎日 10:00～17:00(12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

大阪府

くらしのナビゲーターによる… 撃退!悪質商法
高齢者向け消費者問題ミニ講座

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人会や自治会などの集まりに、「くらしのナビゲーター」を派遣し、高齢者を狙う悪質商法とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご活用ください。
(派遣場所は大阪府内に限ります)

1. ナビゲーターの派遣料は無料
2. テーマは高齢者に被害の多い悪質商法と対策など
3. 講座の時間は30分～1時間
4. 人数は1回10人～50人まで
5. 土・日・祝日・夜間も派遣します(年末・年始は除きます)
※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります

申し込み・問い合わせ先 お住まいの各市町村消費生活相談窓口
または(財)関西消費者協会(TEL:06-6945-1100)へ



メールマガジン

大阪府消費生活センター便り

～被害にあわないための最新情報教えます!～

消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止のために、「今」寄せられている消費生活相談の内容や、悪質商法トラブル、消費生活に関わるイベントなどを、定期的に配信します。

被害にあわないために、
最新の悪質商法を知ってください。

活用してください! 内容を変更しない限り、利用の方法は自由です。

- ・直接メールで受信したものを読む
- ・印刷して閲覧・掲示する
- ・他の媒体に転載(リンク)する



登録方法

大阪府消費生活センターウェブサイトから登録できます。
<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/soudan/mailmagazine.html>

問い合わせ先 大阪府消費生活センター 06-6945-0711

●生活情報ぷらざ(大阪府消費生活センター)

大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル1階
※最寄り駅……地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅

消費生活相談 ☎06-6945-0999

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝日は除く
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談 <http://kanshokyo.jp/mail/>

(年末年始、土・日・祝日に受けた相談の返信は、休み明けになります)
消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)
■土曜日/06-4790-8110(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
■日曜日/06-6203-7650(社)全国消費生活相談員協会
※お間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ウェブサイト「消費生活事典」

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>



大阪府



大阪市